

2023年3月30日
みどり生命保険株式会社

感染症法等の改正に伴う「新型コロナウイルス感染症」の取扱の変更について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年1月27日付で「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定され、特段の事情(※)がない限り、令和5年5月8日から、「新型コロナウイルス感染症」は感染症法上5類感染症に位置付けられることとなりました。

つきましては、当社の約款に基づき、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症で被保険者様がお亡くなりになった場合は災害死亡保険金の対象外になります。

何卒、事情ご了承のほどよろしく申し上げます。

※今後、オミクロン株とは大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じた場合は、方針が変更となる可能性がありますのでお含みおきください。

【約款別表 対象となる感染症】

1. (省略)

2. 新型コロナウイルス感染症（世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）2019年版」におけるコードU07.1（COVID-19）をいいます。以下同じ。）について、次の条件を満たしている期間中に被保険者が死亡した場合に限り、上記1.の「対象となる感染症」に含めます。なお、条件を満たさなくなった場合には、その日以後、新型コロナウイルス感染症は上記1.の「対象となる感染症」に含めません。

条件：新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に規定する感染性の疾病または同法第6条第7項第3号に規定する感染性の疾病に定められていること

※今回の感染症法等の改正で、「新型コロナウイルス感染症」は上記の第6条第7項第3号に該当しなくなります。

【対象の保険種類】

正式名称	商品名称
無選択型生存保険金付定期保険	はなみずき
	はなみずきⅡ
無選択型終身保険（低解約払戻金型）	みどりの終身メモリアル
	みどりの終身メモリアルⅡ
	みどりの終身メモリアルⅢ
	みどりの終身65
	みどりの終身100
	みどりの終身65Ⅱ
	みどりの終身100Ⅱ
	みどりの終身Ⅲ（65歳払込満了）
みどりの終身Ⅲ（100歳払込満了）	

なお、詳細につきましては以下の相談窓口にお問い合わせ下さい。

<ご相談窓口>

みどり生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-566-322

*受付時間：（月～金） 9：00 ～ 17：00

祝日・年末年始を除きます